令和元年6月20日

参考 資料 3

# <u>除染等業務従事者等</u> 被ば<線量登録管理制度の概要



RADIATION EFFECTS ASSOCIATION

公益財団法人 放射線影響協会 放射線従事者中央登録センター

センター長 伊藤 敦夫

#### 1. 除染登録管理制度発足の背景

- 平成23年3月11日:東日本大震災の発生
- 平成23年12月22日:東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染する為の業務等に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)(厚生労働省令第152号)、除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン(基発1222第6号)
- 平成25年8月~12月:除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度検討会(ゼネコン及び関係企業 10社が自発的に参集し発足。オブザーバとして厚生労働省、環境省他関係団体。事務局として放射線 影響協会が参加。)
  - ⇒ 法定の線量記録、健康診断記録の散逸を防止するとともに、事業者による労働者の雇い入れ時の 被ばく前歴の把握を確実にするため、一元管理制度の設立が必要であることで認識が一致。
- 平成25年11月15日:「除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度」民間の自主的な制度として発足。

#### 2. 除染登録管理制度発足の目的

- (1) 労働者が複数の事業者に順次所属する場合に、当該労働者の過去の被ばく歴を確実に把握する ため、関係する元請事業者が、放射線管理手帳制度と相まって、労働者の過去の被ばく線量を必 要な時に確認できる登録制度を構築すること。
- (2)数十年後に健康障害が発生した場合に、過去の被ばく線量の累計、所属事業者等を把握できる制度を構築すること。
- (3) 既存の「放射線管理手帳」と、「原子カシステム」との連携を図りつつ制度を構築すること。

#### 3. 除染登録管理制度の特徴

(1) 民間の従事者登録制度

除染登録管理制度は、参加事業者の負担金により運営される民間の従事者登録管理制度。

(2) 定期線量登録(注)

元請事業者は、除染従事者の被ばく線量(実効線量)をデータベースに登録する。 元請事業者は、除染従事者の被ばく経歴等を事業場の端末から照会できる。

(3) 記録の引渡し(注)

元請事業者は、作業終了時に法定の線量記録及び電離健康診断記録を引き渡す。引渡された記録はマイクロフィルム化し、検索可能な状態で長期保管される。

(4) <u>放射線管理手帳の取得(注)</u>

除染従事者は、IDを制度に登録し、原子力従事者と共通の中央登録番号が付与され、放射線管理手帳を所持。最新の被ばく歴等を確認することができる。

(5) 制度参加の明確化

「除染電離則ガイドライン」、「環境省工事共通仕様書」に元請事業者の除染登録管理制度参加について明記。

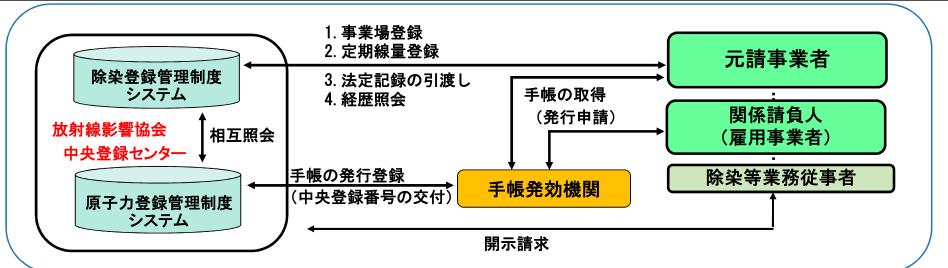
(注):制度参加事業者のうち、除染特別地域内の事業者及び事故由来廃棄物処分の事業者には(2)、(3)及び(4)の義務が契約上課せられ、除染特別地域外の事業者には(3)のみが課せられます。

## 4. 除染登録管理制度参加区分

除染等事	業の区分	登録管理制度の参加項目			
除染等業務		① 放射線管理手帳の取得			
<b>アルサネ</b> が	除染特別地域内	② 定期線量登録(実効線量)(3ヶ月毎)			
特定線量下業務		③ 法定被ばく線量記録及び除染電離健康 診断記録 <sup>※</sup> の引渡し(離職時)			
	除染特別地域内外 に係わらず	※特定線量下業務はなし			
事故由来廃棄物 等の処分の業務		④ 端末による経歴照会 登録の有無、線量、作業場所、手帳の有無 など			
		⑤ 制度負担金 令和元年度工事分:4,000円/人			
除染等業務	除染特別地域外	①法定被ばく線量記録及び除染電離 健康診断記録の引渡し(離職時)のみ			
<b>冰木 寸 木</b> 7万		② 制度負担金 令和元年度工事分:3,000円/人			

### 5. 除染登録管理制度における各種登録等

登録等の名称	内容
- F	元請事業者は、除染等事業の <mark>事業場の名称、</mark> 連絡先、責任者名及び <mark>工事の件名、発注者、施工場所等の</mark> 情報を中央登録センターへ提供する。
定期線量登録	元請事業者は、四半期ごとに、登録された工事に従事した者の個人識別情報(氏名、中央登録番号等)、 作業開始·終了年月日及び <mark>被ばく線量(実効線量)を除染登録管理システムへ登録</mark> する。
記録引渡し	元請事業者は、登録工事の終了後、法令に基づく「被ばく線量記録」及び「除染電離健康診断記録」を中央 登録センターに引き渡す。中央登録センターは、これらの記録をマイクロフィルム化して長期間保管する。
経歴照会	元請事業者は、除染等業務従事者等に関して中央登録センターに登録された個人識別情報、工事ごとの 被ばく線量について照会すること( <mark>経歴照会</mark> )が出来る。従事者本人は <mark>個人情報開示を請求</mark> できる。



#### 6. 除染等業務従事者等の線量登録推移(平成24年~平成30年)

除染特別地域内の除染等事業者及び事故由来廃棄物等の処分の事業者から登録された定期線量 データの推移を示す。

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
合計人数(人)	11,058	20,564	34,611	40,377	36,046	25,025	24,415
平均線量(mSv)	0.5	0.5	0.7	0.6	0.5	0.3	0.3
最大線量(mSv)	13.9	6.7	10.4	7.8	7.8	8.0	9.6

※平成24年には平成23年3月11日~平成23年12月31日までの定期線量が含まれる。

